

鹿児島県公報

令和8年2月2日(月)号 外



鹿児島県

発行鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集総務部学事法制課

定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

○令和8年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表

(森づくり推進課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第70号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	180.30
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	414.74
川内川下流地区水源かん養保安林	862.93
出水地区水源かん養保安林	599.50
川内川中流地区水源かん養保安林	872.32
別府川～新川地区水源かん養保安林	659.02
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,305.03
肝属川地区水源かん養保安林	687.35
菱田川地区水源かん養保安林	260.49
大淀川上流地区水源かん養保安林	148.23
種子島地区水源かん養保安林	187.14
屋久島地区水源かん養保安林	1,631.27
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,051.94
計	8,860.27
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	33.81
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.94
出水地区土砂流出防備保安林	15.79
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	10.31
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	121.58
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.40
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	83.31

それぞれの島地区土砂流出防備保安林 計	0.90 321.56
川内川下流地区飛砂防備保安林 計	2.12 2.12
川内川下流地区防風保安林 計	0.42 0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林 串木野～花渡川地区干害防備保安林 川内川下流地区干害防備保安林 出水地区干害防備保安林 川内川中流地区干害防備保安林 別府川～新川地区干害防備保安林 本城川～内之浦地区干害防備保安林 菱田川地区干害防備保安林 大淀川上流地区干害防備保安林 種子島地区干害防備保安林 それぞれの島地区干害防備保安林 計	10.59 10.84 31.44 54.02 3.58 5.83 15.02 2.00 3.28 29.44 19.42 185.45
串木野～花渡川地区魚つき保安林 出水地区魚つき保安林 計	0.90 1.56 2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林 串木野～花渡川地区保健保安林 川内川下流地区保健保安林 出水地区保健保安林 別府川～新川地区保健保安林 それぞれの島地区保健保安林 計	16.48 0.82 46.40 3.18 0.74 15.16 82.78
合 計	9,455.06